様式第32号(第22条関係)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費用徴収額決定(変更)通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  様  身延町長 印  　児童福祉法の規定に基づく、措置に要する費用として、あなたが負担する金額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。 | | | | | |
|  | 委託対象者 | フリガナ |  | |  |
| 氏名 |  | |
| 措置年月日 | | 年　　月　　日 | |
| 費用徴収 | 支援内容 | 費用徴収額 | |
| 本 人 | 扶養義務者 |
|  | 年 月から | 年 月から |
|  | 年 月から | 年 月から |
|  | 年 月から | 年 月から |
|  | 年 月から | 年 月から |
| 備考 | |  | |
| 不服の申立て及び取消し訴訟  １　この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます。  ２　また、この処分については上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告(訴訟において町を代表する者は、町長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定の通知を受けた日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)  ３ ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告(訴訟において町を代表するものは町長となります。)として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  問い合わせ先 身延町 | | | | | |